

若手研究者発表表彰規程（案）

1. 目的

本表彰は、若手研究者の研究活動を奨励し、今後の益々の研究活動の一助とするために設ける。

2. 若手研究者発表表彰に、1) 年会発表表彰と2) Forensic Toxicology 論文発表表彰を設ける。英文を Young Investigator Award: 1) for presentation in annual meeting、2) for article in Forensic Toxicology とする。

3. 資格

年会開催年の1月1日において、39歳以下の日本法中毒学会会員で、前年の年会費を納入していること。

但し、年会発表表彰の過去の受賞者は、年会発表表彰には応募できない。ただし、論文発表表彰に申請することはできる。

また、論文発表表彰の過去の受賞者は、論文発表表彰には応募できない。ただし、年会論文表彰に申請することはできる。

4. 若手研究者年会発表表彰

- 1) 応募：年会演題登録時に、年会発表表彰応募書（様式1）と合わせて申請する。
- 2) 発表形式：口頭発表とし、口演発表時間は、年会の一般公演の発表時間に従う。
- 3) 審査：若手研究者委員会が、応募者の発表を評価する。

5. 若手研究者論文発表表彰

- 1) 応募：1月1日から31日までに、前年の Forensic Toxicology に誌上掲載または online available（前年の1月1日から12月31日までの間）された論文（review、letterを除く）の筆頭著者は、学会事務所宛に、論文発表表彰応募書（様式2）で応募する。
但し、同一論文においては、online available と誌上掲載のいずれか一度のみ申請ができることとする。
- 2) 審査：若手研究者委員会が、申請論文を評価する。

6. 表彰

- 1) 年会閉会式において、理事長より、評価の高かった優秀発表ならびに優秀論文に対して、表彰状を授与する。
- 2) 副賞として、1万円を授与する。副賞は黒岩基金をもってこれに充てる。
- 3) 表彰数は、若干名とする。